

1. 調査名称：常陸大宮市都市計画道路再検討調査業務委託

2. 調査主体：常陸大宮市

3. 調査圏域：大宮都市計画区域

4. 調査期間：平成29年度

5. 調査概要：

本市の都市計画道路は、昭和40年の都市計画決定以来、9路線21.54kmが決定され、安全で快適な道路環境の整備に努めてきたところである。

しかし、社会情勢の変化、人口減少時代の到来、厳しい財政状況等から一部の都市計画道路については、当初決定から50年を経過した現在でも5.83kmが未着手となっている。(15.10kmが事業完了、0.61kmが事業中)。

茨城県では、「茨城県都市計画道路再検討指針」により、都市計画決定後20年以上未着手となっている区間を有する路線について、市の将来像等に照らし合わせ、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断することとしている。

本市では、常陸大宮市都市計画マスタープランに位置付けられている都市計画道路について、計画の必要性や事業の支障となる要因を評価することにより、都市計画道路の存続、変更、廃止の方向性を明らかにし、都市計画道路網の見直しを行うものである。

I 調査概要

1 調査名称：常陸大宮市都市計画道路再検討調査業務委託

2 報告書目次

1. 調査の基本事項

- 1－1 調査の背景と目的
- 1－2 調査の対象
- 1－3 調査の前提条件
- 1－4 調査の内容と位置づけ

2. 常陸大宮市の概況と都市計画の状況

- 2－1 常陸大宮市の概況
- 2－2 上位計画・関連計画の状況
- 2－3 都市計画の状況

3. 都市計画道路の評価

- 3－1 区間設定
- 3－2 現地写真
- 3－3 調査対象路線の概要
- 3－4 路線・区間別の評価
- 3－5 評価結果

4. 想定される課題

5. 今後の展開

3 調査体制

常陸大宮市建設部都市計画課（事務局）発注による外部委託

4 委員会名簿等：

平成30年度設置予定（常陸大宮市都市計画道路再検討委員会）

II 調査成果

1 調査目的

本市の都市計画道路は、町村合併を行う以前の旧大宮町のＪＲ水郡線常陸大宮駅を中心とする市街地周辺や水戸北部中核工業団地周辺に合計９路線が都市計画決定され、これまで着実に整備が進んできた。

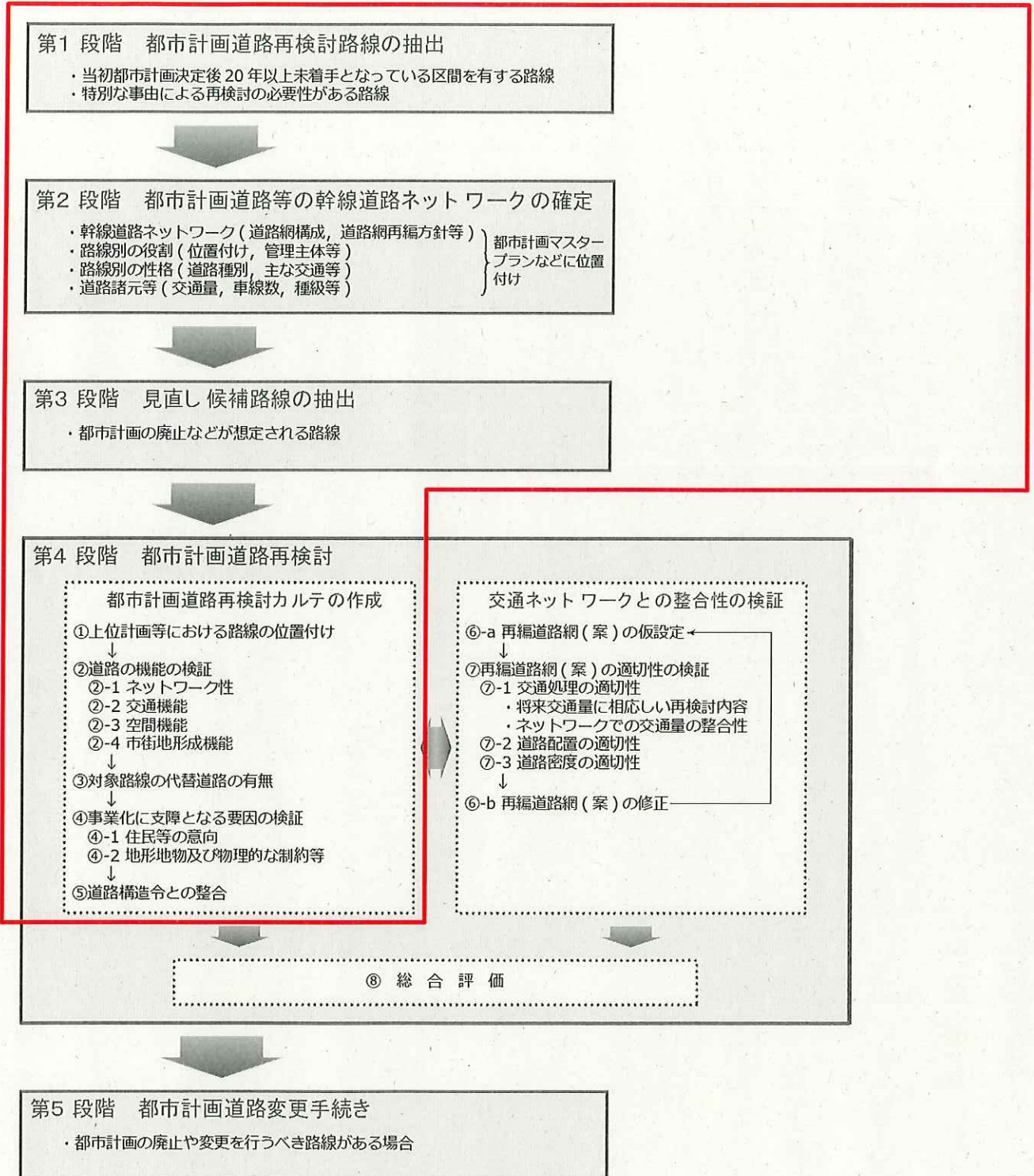
一方、近年本市では、人口減少、市街地の空洞化、町村合併、更には東日本大震災などの影響により、都市計画道路を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの社会情勢や地域情勢の変化から、本市における都市計画道路の役割や機能に変化が生じている可能性があるため、その状況を検証することが必要となっている。

このため本市では、茨城県が策定した「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後、長期間未着手となっている都市計画道路を現在の社会経済情勢を踏まえた都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するため、都市計画道路再検討を実施することとした。

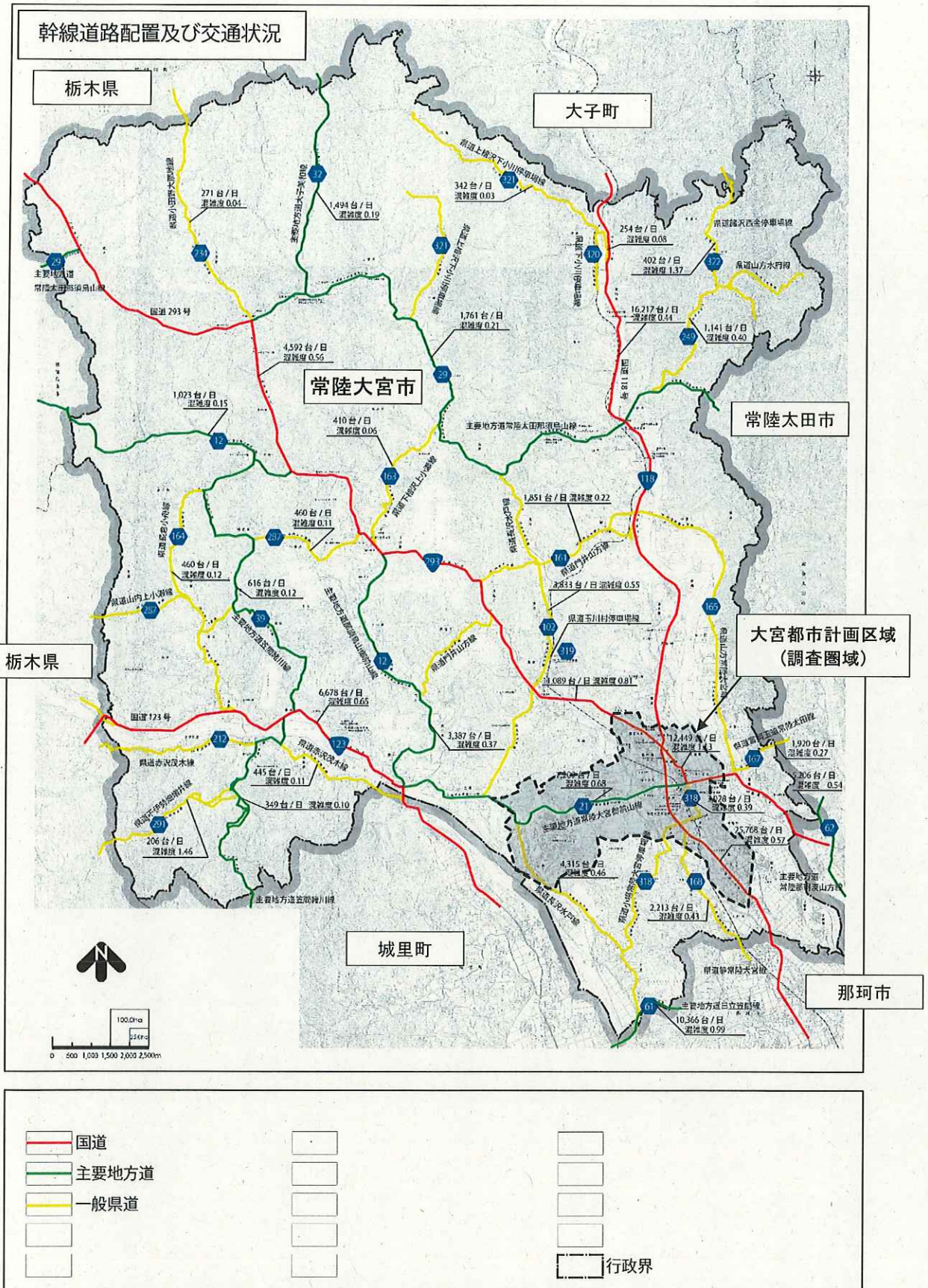
本業務は、前提条件整理として都市計画道路再検討路線の抽出を行うほか、再検討対象路線について「上位計画等における位置付け」、「道路機能面での必要性」、「代替路線の状況」、「事業化の問題点」、「道路構造令との整合」などの主に定性的な状況整理を行い、再検討対象路線の概略的な評価結果をまとめ、都市計画道路再検討の大筋の方向性を明らかにし、都市計画道路を路線ごとに計画の必要性や事業の支障となる要因等を評価することによって、都市計画道路としての計画の継続、変更等の方向性を検証することを目的とした。

2 調査フロー

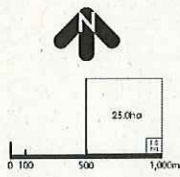
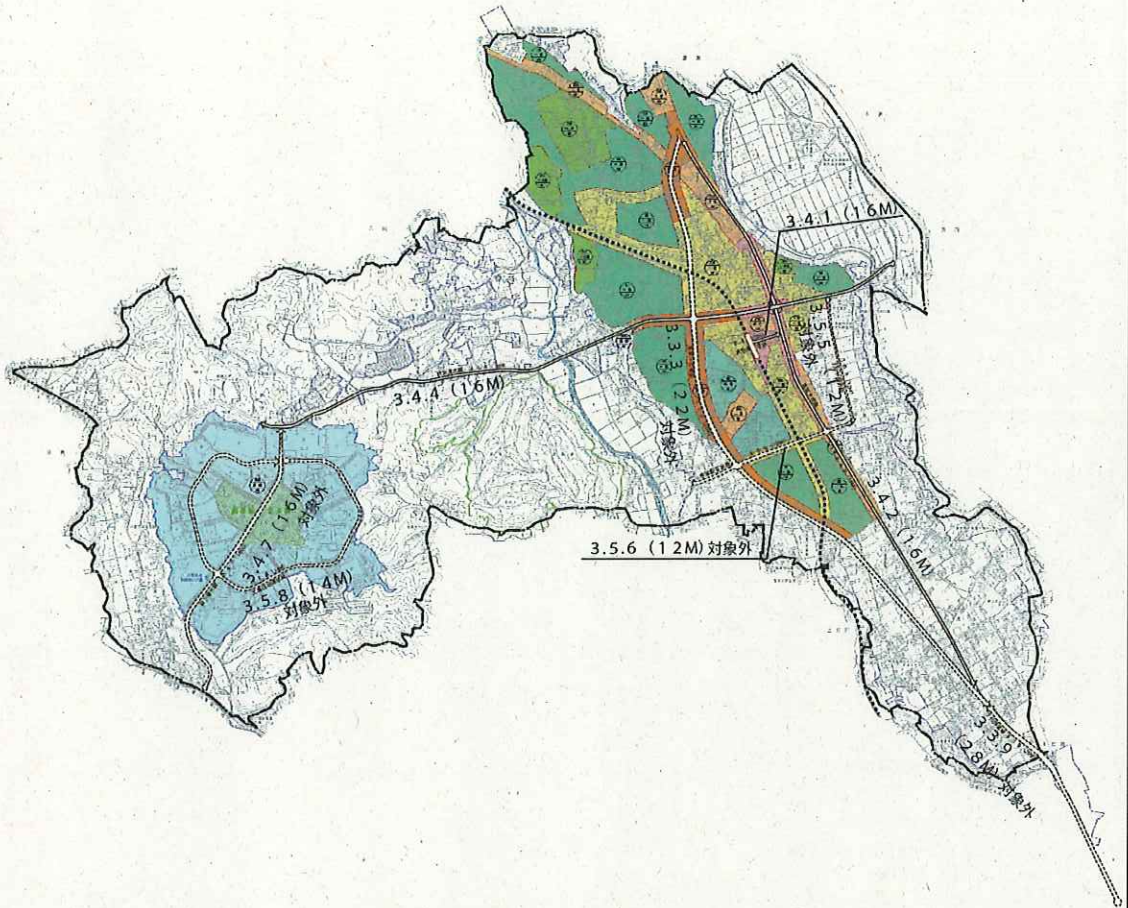
本調査では「茨城県都市計画道路再検討指針」における都市計画道路再検討の流れの第1段階から第4段階の一部までを実施した。



3 調査圏域図



都市計画道路配置状況



凡例

- | | | | |
|--------------------------|----------------|--------------------------|--------------------------|
| | 都市計画道路 (再検討対象) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 都市計画道路 (対象外) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | 都市計画区域 |

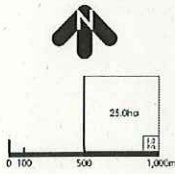
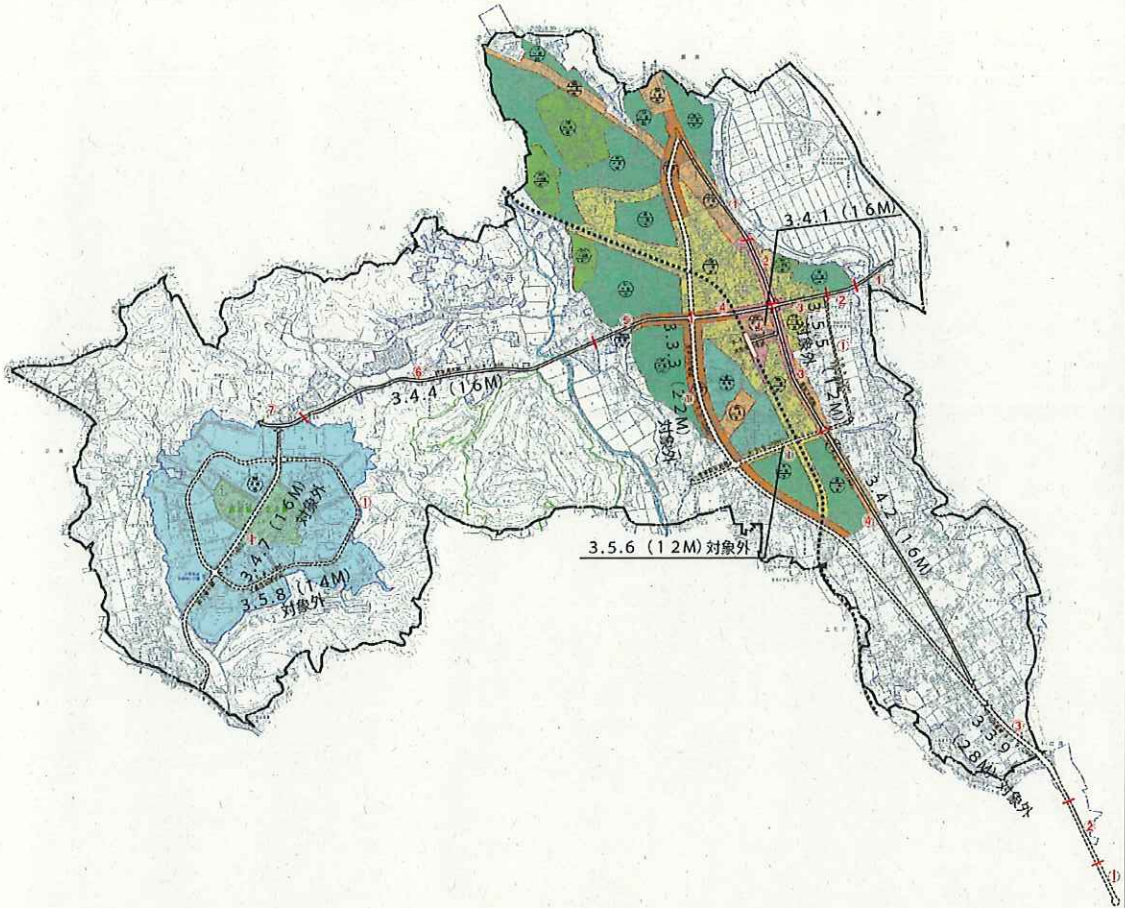
4 調査成果

①都市計画道路再検討路線の抽出

大宮都市計画区域に定められている9路線の都市計画道路のうち、長期間未着手路線に該当する下表内の網掛けの3路線を対象路線として抽出した。また、一路線であっても道路管理者が変わる場合や道路としての役割、性格が大きく異なる場合、整備状況が異なる場合は、交差点部などで分割するなどし、区間区分(区間設定)した。

番 号	路線名称	当初決定 年月日	決定 主体	幅員 (m)	延長 (m)
3・4・1	大宮停車場線	S40.3.29	県	16.0	180
3・4・2	東富大塚線	S40.3.29	県	16.0	3,780
3・3・3	東富中江幡線	S40.3.29	県	22.0	4,500
3・4・4	宮中清水線	S40.3.29	県	16.0	4,430
3・5・5	下町宇留野線	S40.3.29	市	12.0	860
3・5・6	宇留野石沢線	S40.3.29	市	12.0	1,140
3・4・7	宮下清水線	S57.4.12	県	16.0	1,980
3・5・8	工業団地環状線	S60.10.1	市	14.0	3,250
3・3・9	下村田泉線	H9.4.28	県	28.0	1,420

区間設定



凡例

- | | | | |
|--------------------------|----------------|--------------------------|---------------------------------|
| | 都市計画道路 (再検討対象) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 都市計画道路 (対象外) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 区間番号 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 区間分割位置 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | | <input type="checkbox"/> 都市計画区域 |

②評価結果

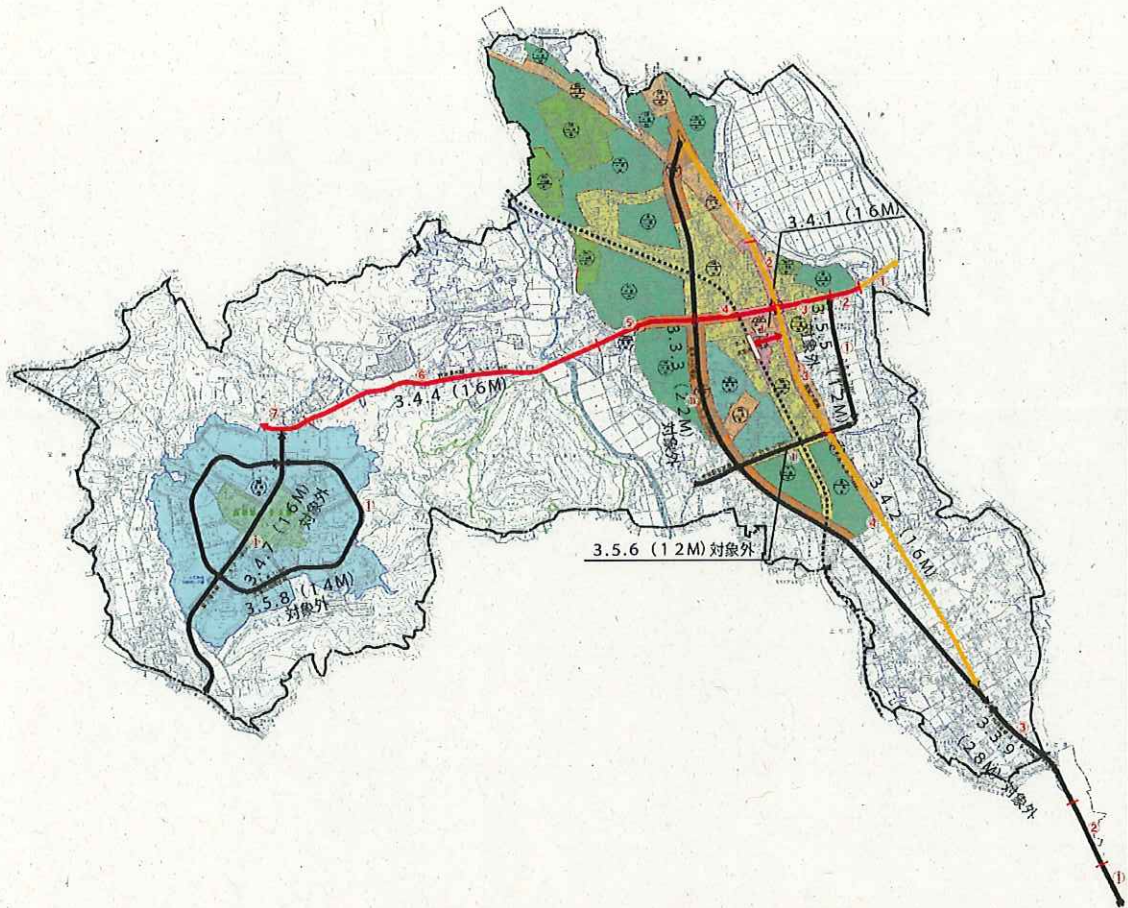
「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画道路の位置付け、道路機能、代替路線、事業化阻害要因、道路構造令との整合性などの観点から評価を行った。

都市計画道路評価指標等

※茨城県 都市計画道路再検討指針等より

観 点		茨城県指針等(概要)			
		判断指標	参照資料例	判断指標根拠等	
①上位計画等における路線の位置づけ	上位計画、関連計画	区域マス 都市マス その他	・図面への記載有無(改訂による予定を含む) ・図面への記載有無(改訂による予定を含む) ・総合都市交通体系調査や市町村道に関する道路整備プログラムなど	区域マス図面 都市マス図面 各種計画書等	
	道路種別		・図面等での種別記述(改訂による予定を含む)	区域マス	
②道路機能の検証	ネットワーク性	都市・市街地連絡	・区域マスの図面に記載有(改訂による予定を含む)かつ ・都市計画区域内延長約1.5km(複数住区連絡)以上	区域マス及び都市計画図	住区の考え方(1km四方)から1住区を越える規模の目安として1.5kmを採用
		都市の骨格形成	・当該路線と通称一体的な他路線と合わせた都市計画区域内延長約1.5km(複数住区連絡)以上かつ ・幅員16m以上	都市計画図	都市の骨格に相応な3種または4種の最小の幅員(道路構造令関連)
	交通機能	安全・円滑な交通	・現況または計画の交通量が4000台/日以上	交通センサまたは計画・設計条件等	幹線道路に相応な3種または4種の基準的交通量(道路構造令関連)
		主要拠点アクセス	・沿道への主要な公共公益利便施設の有無	都市計画図等	
	空間機能	都市環境機能	・位置づけの有無	都市マスまたは標の基本計画	
		都市防災機能	・第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路に指定 または ・道路幅員27m以上で連続遮断帯機能有	地域防災計画	東京都の基準(道路構造令の解説と運用(平成16年2月))掲載
	市街地形成機能	公共交通受容	・路線バス運行の有無		
		市街地開発支援	・市街地開発事業等(実施中、計画、予定)関連の有無	都市マス	
		用途・地区計画整合	・地区計画における地区施設としての位置づけの有無 または ・当該路線の計画線を根拠とする市街地区境界、用途地境界有無	地区計画都決図書及び都市計画図	
		市街地活性化貢献	・位置づけの有無	中心市街地活性化基本計画等	
	街区形成	・市街化区域内に位置かつ ・地区レベルまたは住区レベルの幹線道路の位置づけの有無	都市マス	交通処理機能を上回る沿道宅地アクセス機能の有無判断として低ランクか	
③代替機能を持つ道路	有無		・当該路線とほぼ同方向でほぼ同一地点を連絡する現道または約1km以内の位置に道路が存在かつ ・その道路の整備水準(全幅員及び車線数)が当該路線と同程度	都市計画図	
④事業化に支障となる要因の検証	住民等の意向	要望書・陳情有無	・住民からの反対意見として要望書または陳情書の有無	行政内資料	
	地形・地物及び物理的制約	地形・地物等制約	・国または県指定文化財(史跡、建造物等)所在地、埋蔵文化財の有無 ・国のレッドデータブックにて絶滅危惧、準絶滅危惧、または県のレッドデータブックにて絶滅危惧種、危急種、希少種、そのほか天然記念物、保存法、特定動物等とされる動植物の有無 ・地形地質的問題点(軟弱地盤、強固な岩盤、崩落の恐れがある急傾斜地等)の有無 ・橋梁やトンネル等の大規模な構造物を含む計画であるか否か	文化財資料 環境基本計画	
		その他制約	・計画道路区域内に建築物等の種数が非常に多いか否か ・計画道路区域内での大規模または堅牢、移転が困難な建築物や工作物の有無	都市計画図等	
⑤道路構造令との整合			・第3種または第4種の道路における横断面構成の最低値(11.5m)以上か	都市計画決定図書または設計成果等	幹線道路に相応な3種または4種の最低限の値(道路構造令関連)

評価結果



凡例

- | | | | | |
|--------------------------|----------------|--|-------------|--------------------------|
| | 都市計画道路 (再検討対象) | | 存続 | <input type="checkbox"/> |
| | 都市計画道路 (対象外) | | 要検討 | <input type="checkbox"/> |
| | 区間番号 | | 廃止・変更・見直し | <input type="checkbox"/> |
| | 区間分割位置 | | 再検討対象外 (存続) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | | 都市計画区域 | <input type="checkbox"/> |